

## 第6回品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議

日時：令和8年1月8日（木） 午後3時～5時  
場所：品川区役所 第二庁舎5階 251会議室  
出席：9名  
欠席：1名  
傍聴：4名

### 1. 推進計画の策定について

- ・ パブリックコメントの結果について
- ・ 計画（修正素案）について

#### ■事務局

それでは、お時間になりましたので第6回ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための推進会議を始めさせていただきます。

みなさま、あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

それでは、会議の次第に入ります前に配布資料の確認をさせていただきます。

（事務局より配布資料の確認を行う）

それでは、本推進会議の開催にあたり、本日は9名の委員の出席を確認いたしましたので、会議開催の成立についてご報告させていただきます。

また、お配りしております名簿の通り、推進計画において、緊密な連携が必要となる関係課が出席しておりますことをあわせてご報告いたします。

なお、会議で発言される際は、テーブルに設置しておりますこちらのマイクのボタンを押していただき、ご発言いただき、終わりましたら再度ボタンを押してオフにしていただきますようお願いいたします。

それでは、事務局の司会進行はここまでとさせていただきます。

ここからは、会長に進行をお願いいたします。

では会長よろしくお願ひいたします。

#### ■会長

みなさま、あけましておめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、第6回品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議を開催いたします。

会議開始にあたりまして、本日は4名の傍聴者がいらっしゃいます。

それでは、進めさせていただきます。

配付されています次第に沿って、議事を進めていきたいと思ひます。

「1 推進計画の策定について」事務局よりご説明をお願いいたします。

なお、説明は「パブリックコメントの結果について」と「計画（修正素案）について」に分けてお願ひいたします。

各説明の後に、ご質問やご意見をそれぞれ伺うという段取りにしたいと思ひま

す。

それでは始めに「パブリックコメントの結果について」、ご説明を事務局からお願いいたします。

## ■事務局

それでは、資料1「計画に対するパブリックコメントの結果について」をご覧ください。

9月の推進会議で出た内容を取り入れた計画（素案）について、パブリックコメントを募集しました。その結果のご報告です。

なお、本来であれば、議会への報告を先に行うものになりますが、本計画策定において考慮すべきご意見もあり、先に皆様にご説明をさせていただきます。そのため、本日の資料は、委員と事務局のみの配付とさせていただきます。取り扱いにはご注意くださいよう、お願いいたします。

それでは内容に入ります。

パブリックコメントの『1 募集期間』は、昨年の10月11日から11月10日まで。

応募方法は、電子申請、郵送、FAX、ジェンダー平等推進センターへのご持参といなっておりまして、意見応募の状況は、応募者55名、意見件数は96件です。

応募の方法の内訳は、電子申請が45名、FAXが10名となっております。

ご意見の内容については、後程ご説明させていただきます。

結果の公表時期につきましては、こちら、あくまでも予定になりますが、令和8年4月21日を予定しております。

公表方法は、広報しながわ4月21日号への掲載予定と、区のホームページ掲載、ジェンダー平等推進センターおよび区政資料コーナーでの閲覧です。

それでは、ご意見要約をご覧ください。

こちら、いただいたご意見を、今回の計画の目次順に並べかえて、まとめさせていただきました。

全体に関わるご意見もありましたので、順番としては、最初に今回の計画の根源になっている条例について、次に計画全般について、その後が各章ごとにいただいたご意見。最後のその他は、どこにも当てはまらなかったご意見です。

それでは最初の「ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例について」のご意見です。

こちらの意見数は1から5の5件。内容は、全体的なご意見として、ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例の制定は、画期的であり、その基本理念を取り入れた本計画に期待しているという内容。また、条例の認知度が11%と低いので、条例・計画の周知や理解を図り、区民と一緒に取り組んで、ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現して欲しい、というご意見がありました。

次の「計画全般について」は、6から16の11件のご意見をいただきました。

意見の内容は、全体としては「ジェンダー主流化」を計画の中核にとらえたことや、ジェンダー平等意識の醸成、性の多様性尊重、暴力根絶、困難女性支援、健康支援、女性活躍、ワーク・ライフ・バランスなど等を明記したことについて評価する、というものや、周知・啓発、情報提供だけでなく、すべての目標を包

括的、横断的に実効性を持って推進することを求める、といった意見。

公的教育機関や、行政、議会などでの推進。科学的な調査や指標をもとにした議論の必要性についてご意見がありました。

また、この計画冊子の構成については、事業の羅列が多く、例文やコラムを加えて欲しいといったご意見をいただいております。

次の「第1章 計画の基本的考え方について」の意見は17・18の2件。計画にある13年度進捗確認の必要性についての疑問と、DE&I（ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン）の取組について、不必要ではないかとのご意見がありました。

「第2章 計画の内容 基本目標Ⅰ ジェンダー平等と性の多様性を尊重するまちについて」では、意見件数は19から51の33件となっております。

主な内容としては、ジェンダー平等や男らしさ・女らしさ、アンコンシャスバイアスについてのご意見があり、男らしさ・女らしさなど無意識の思い込み、アンコンシャスバイアスの解消や男女格差の是正に取り組んで欲しいという意見の一方で、ジェンダー平等は女性の地位・権利の向上に重きを置いているが、男性にも目を向けるべきといったご意見がありました。

全体的には、人権意識を高め、誰もが個人として尊重され、自由に生きられるために、ジェンダー平等意識の醸成が必要というご意見になります。

そのための周知啓発や知識の習得、教育などについてのご意見では、男性向け講座の実施の希望、ジェンダー平等推進センターの講座に参加できない区民のための教材の公開希望、学習会・ワークショップの実施希望。

職員、区議会議員等への研修実施の希望や、あらゆる媒体で繰り返しの啓発やポスター掲示、図書館への関連書籍の充実を求めているもの。

ジェンダー平等の啓発については、保育園、幼稚園、学校教育学びの必要性についてご意見があったほか、ジェンダー平等を学んだ子供を通じて、大人への意識啓発につながる、というご意見をいただいております。

性の多様性については、LGBTQへの偏見がある中、理解促進の取組が必要であり、小学校低学年までに教育が必要なのではないか。個の尊重や苦しみへの理解を促進することで、皆が尊重し合う社会をつくれるのではないかという意見の一方で、性的マイノリティへの理解促進については反対である、また不公平感がある、といったご意見がありました。

共生に関して、共生に反対し外国籍者の人権を認めないという方々への取組が少ないのではないか。多文化理解などの「文化」ベースの取組も必要だが、学校や企業での「人権教育」が必要である、などの意見がありました。

続いて「第2章基本目標Ⅱ ジェンダー主流化体制の推進について」では、52から61の10件のご意見をいただいております。

推進体制の充実していくうえで、教職員や保健所、自活センターの確立、計画の評価会議にDV被害者支援やLGBTQプラス支援の当事者団体の積極的な登用、職員・教職員の意識向上のためのカリキュラムや研修の充実など、かかわる人たちの専門性についてのご意見がありました。

また、苦情及び相談申出制度という制度について、その運用が不明瞭であり、コラムなどで具体的に示すべきというご意見がありました。

NPO等との連携は、計画の策定評価段階からの対等なパートナーシップとして制度化すべきであり、評価質をアウトプットからアウトカムへ転換することを

提案するといったご意見。ジェンダー主流化を徹底するために、職員・教職員の意識向上、意識改革が必要であり、検証を促進して欲しい、といったご意見。

また、町会や防災の委員などに女性の配置を増やすべき地域防災計画の見直しに、地区防災計画や都市の事前復興の取組についても追記して欲しいといったご意見をいただいております。

続きまして「第2章の基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶と誰もが安心して暮らせる社会の整備について」。こちら62から82の21件のご意見をいただきました。

DV対策における男性被害者への支援が必要ことや、多様な性のあり方や外国人支援、困難女性などが個別施策として、縦割りになっている。

全体としては、DVや性被害にあわないための情報の周知や、総合的な困難を抱える当事者への分野横断的な支援体制の構築が不可欠であるといった内容や性教育について、です。性的虐待、性犯罪、意図せぬ妊娠をしないための子どものころから性に関する教育やデートDV、望まぬ妊娠などについての周知が必要であるといったご意見。性に対する理解は大事であり、公立問わず、小・中学校、幼稚園、保育園での性教育に関して、品川区が率先して頻繁に実施して欲しい、というご意見や、学校での性教育において、区立学校全体で推進する方針をつくらせて欲しいといった内容がありました。

その他では、買春について、買春する男性を取り締まる条例等を策定して欲しい、女性の子宮頸がんワクチンが推奨されているが、男性にもHPVバックワクチンを進めるべきである。

また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツは大事な概念であって、啓発と支援を新たに追記したことには評価できるが、健康と自己決定権が保障されること、そのための情報を得る権利についても、書いて欲しいといったこと。

また、未成年者の望まぬ妊娠、特定妊娠、特定妊婦についても記載して欲しいといったご意見が寄せられております。

続きまして「第2章の基本目標Ⅳ 女性活躍とエンパワーメントの支援、ワーク・ライフ・バランスの実現について」では83から85の3件のご意見です。

内容は、区の施策を企画・立案する上で、女性の参加を位置付けて欲しい。女性の就労・起業・創業の機会拡大に関連して、就労先の事業所までの移動を円滑化する施策を追記して欲しい。また、一番目指すべきは男女賃金の平等化、格差是正である。といったご意見でした。

その他の意見は86から96の11件となっており、こちらはどこにも入らなかった内容になっておりますので、ご覧いただければと思います。

私からは以上です。

## ■会長

どうもありがとうございました。

それでは委員から、ご意見、ご質問等あれば、適宜、自由にご発言いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

委員、お願いします。

## ■委員

いつも一生懸命勉強しておりますので、最初に1個だけ聞かせてください。

応募者数が55人ということですが、他のパブリックコメントと比べて、関心が高いのか、そうでもないのかというところについて、教えていただけることがあれば、よろしくお願いします。

■会長

事務局お願いします。

■事務局

他のところで行っているパブリックコメントに比べても、件数、人数共に割と多いほうかと思っております。

人数としては、特に多い方になっております。応募者数と意見件数がずれているのは、お1人から複数のご意見をいただいているという理由です。

人数や件数から考えて、またお1人で幾つも出されている方もいらっしゃいましたので、関心を持っていただいたのかなと考えております。以上です。

■会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。  
委員、お願いします。

■委員

本当に基礎的なことなのですが、このパブリックコメントを見ていると、あらゆる暴力の根絶と誰もが安心して暮らせる社会の整備について、性教育のことがたくさん出てきているのですが、これってそういうものなのでしょうかと単純に思いました。性教育等々というものが、どういう形で行われてどういう内容なのか、あまりよくわかっていないということもあります。

暴力の根絶が安心して暮らせる社会、というのはわかるのですが、その暴力の根絶と性に関するものがどう関わっていくのかが、ちょっとピンとこないので、教えてくれるとうれしいなというのが1つです。

それと、ご存じかわかりませんが、去年、令和7年度に浜川中学校と東海中学校で産婦人科の先生をお呼びした性教育が行われたのですが、もし来年度にもこのような機会があったら、ぜひその情報を教えてください。聞きに行きたいです。

■委員

私はちょっと聞いてないので、答えるのは難しいですね。

■会長

それでは1問目について、事務局からお願いします。

■事務局

「基本目標3 あらゆる暴力の根絶と誰もが安心して暮らせる社会の整備」についての質問ですが、修正素案の目次をご覧ください。こちらは、品川区の配偶者暴力対策基本計画にあたる部分ともなっており、まず配偶者等への暴力自体が配偶者やパートナーからの暴力、ドメスティック・バイオレンスなどを含む内容になっており、強者から弱者へ、男性から女性への暴力ということが割合として

は多く含まれます。そのため、この部分の基本的な考え方として、まずジェンダー平等意識というものや人権への理解の必要性として、そこには女性への差別意識や、性暴力に関わる内容も入ります。また児童虐待などの中にも一部、性的内容を含むものが関わって参ります。基本目標Ⅲにある取組内容の中にも、デートDVの話を取りあげています。DVや、ハラスメントなどには、こういうことがDV・ハラスメントになります、ということを理解していないと、自分がDVを受けているということを理解できない。理解しないまま、みんなこうこういうものかなと我慢してしまう人が出てくる。例えばデートDVに関して、恋愛やデートの経験があまりない若者がデートDVを受けているけれども、それが自分と相手の間では普通になっている。DVと知らず、普通な状態ではないということが分からず、そのままずっと関係を続けたり我慢してしまった結果、例えば望まぬ妊娠に繋がってしまうというような結果にならないための教育が必要、というところで、もちろん性教育だけでなく人権教育やジェンダー平等というような意識の形成が必要です。子どものころから学び、知っていることで、自分の身を守ることができる。早めにわかって、早めに逃げられるようにしていかなければいけないということも、教育の中に入るのかなと考えております。

■会長

よろしいですか。

■委員

はい。あまり良く内容がわかってない状態での発言となってしまいますが、要はセーフガーディングのような概念も、こういう中に入ったほうがいいのかなど、ちょっとお話を聞いていて思いました。ありがとうございます。

■会長

他にいかがでしょうか。  
それでは、委員、お願いします。

■委員

ありがとうございます。性教育について、私からちょっとだけ補足させていただきます。

日本の義務教育には歯どめ規定というのがあります。学習指導要領から歯どめ規定そのものはなくす方向性で、ということで文部科学省が動いていらっしゃるのですが、性教育に関するものについては歯どめ規定が残っています。

ここで何を言っているかという、妊娠の過程について教えない、つまり性行為について教えられないということがあります。

日本の学校で今行われている性教育は、大体1年間に多くても3時間から4時間ぐらいと言われていています。一方で、ヨーロッパや北欧諸国など、しっかり性教育を行っているところでは年間12時間から15時間ぐらい行われています。知らなければいけないことの量が圧倒的に少ない、知識量が全然足りていないということです。

性交について教えないとなると、先ほども少しお話がありましたが、自分が同意しないこういった行為が暴力に当たるのかということがわからない。あるいは

妊娠の仕組みがわからなければ、どうやって妊娠を防いでいいのか、自分が産みたくない、産めないタイミングであるときにどうやって防げばいいのかもわからない。意図しない妊娠や性感染症から自分の身を守るために、または相手の健康や人生を労わる方法もわからない。相手の身体や心を尊重する方法もわからない。

あらゆる知識が欠如したまま、学校教育の中で教わる機会がないまま、一方でインターネットを介した様々な情報が氾濫している中で、子どもたちが大きなりスクにさらされてしまっているという現状があると思います。

生命（いのち）の安全教育というものを文部科学省が進めていますが、こちらはまだ学校指導要領の中に入っていない。時間がある時に行く、先ほど話に出ていた外部講師に来ていただいて行うというのも、その一環かなと思います。

すべての学校で、この3年、4年ぐらいテストベースで行われていて、まだ全国で小中高合わせて600校ぐらいしか行われていないという状況であると聞いています。

ということで、性に関する学び、自分の心身を守ることにに関する教育が圧倒的に足りていません。暴力から身を守るであるとか、自分らしく人生を生きていくために性教育は重要です。品川区の計画の中には性の多様性のことを学ぶということも性教育の中に含まれていますが、自分を守りながら、そして相手を尊重しながら、どのように大人になり一生涯を過ごしていくか、というような知識が、日本の学校教育には不足している状況があるということが、翻って性暴力というような事象が起ってしまう理由、あるいは、性暴力の被害から自分を守れない、ということに繋がってしまうなどがあるのかなと思っています。

#### ■委員

わかりやすいです。ありがとうございます。

#### ■会長

委員、手が上がっていましたか。

#### ■委員

すみません。私の理解のためのお尋ねになってしまうのですが、今後の事務的な流れとして、4月の公開までのステップを把握しておきたいのですが。

おそらく公開されるときは、いただいた意見と、それに対する区の考え方が書かれるということになるかと思うのですが、この委員会の開催の日程も含めて、公開までどういうタイミングで私たちが関わりうるかということ把握しておきたいという意図で、スケジュールをお伺いしてもいいですか。

#### ■事務局

こちらのパブリックコメントに関する意見への回答について、所管している課などに依頼し、意見に対する回答案を作っております。現在、回答案の調整をさせていただいているところです。パブリックコメントを計画の中にどう取り入れるかなどについては推進会議でお諮りするのですが、パブリックコメント自体への回答については、区で取りまとめて回答をつくるという形で考えております。

## ■委員

例えば、45、46、47、48あたり、おそらく性的マイノリティ、LGBTQに関しての否定的にとらえられる意見が記載されているかなと思う一方で、前提となっている情報として、お伝えすると良いかと思うものや、他の自治体がすでに同様の意見に対して回答されている実績などもあると思うので、区のほうで起案されるタイミングで、必要な情報提供があればお声掛けいただきたいなと思います。

## ■事務局

ありがとうございます。

いまの回答内容につきましては、おそらく人権・ジェンダー平等推進課で該当するところになります。

この内容以外でも、例えば関わっている団体や、区の事業ではないものも含めて、その関わっている課が確認して取りまとめていきますので、そういったご協力、ご意見はいただくようになるとと思います。

## ■委員

ありがとうございます。

他の自治体でもあった事例かと思うのですが、もともとの、人権を守られる品川区に向けた姿勢というところが、ぶれることのない回答として行われるということが、すごく大事な点ではないかなというふうに思っております。

よろしくをお願いします。

## ■会長

他にはいかがでしょうか。

それでは、後半の部分、計画の修正3の方の議論に移っていきたいと思います。が、よろしいでしょうか。

そうしましたら、この計画の修正素案について、事務局の方から再びご説明お願いいたします。

## ■事務局

皆様お手元の計画（素案）を開きながら、聞いていただければと思います。

まず、修正をした箇所と、何による修正だったかというところの説明をさせていただきます。

まず、1ページ開けていただきますと、右下に空いているところがあります。こちらには、計画策定にあたっての区長挨拶を掲載する予定です。

続きまして、もう1ページめくっていただいて目次のところです。

基本目標Ⅱ、(3)②防災対策における“女性”を“女性等”に修正しております。

このあと、防災の関連で幾つか出てくる女性等という記載修正についてですが、たとえば39ページ、防災対策における女性の参画拡大という形で、前回記載させていただいていました。しかし、これも女性だけが対象となる内容なのかというと、男女でもありませんし、参加が少ないところ、機会が少ないところは他にもあるので、そういった意味で女性等の参画拡大というふうにさせていただ

きました。ここに避難所連絡会議等への女性、高齢者、障害者、性的マイノリティ当事者、外国人等という形で列挙し、それを含めた形での、女性等という記載にさせていただきました。

戻りまして、7ページの真ん中から下に、『6 ジェンダー主流化』のところ、2行目から赤字で記載をしている部分です。ここの修正ですが、記載文章自体は変更がなく、記載部分の変更のみです。この文章は当初、もっと下の部分に入っていました。読みやすくするための修正で、文書の追加ではございません。

9ページ、DE&Iの後に『(ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン)』を追記させていただきました。

10ページの計画の体系図では、まず右側の赤字で書いてある防災対策における女性等の等を追記させていただいたことと、『NEW』『重点』というマークがあります。丸で囲って黄色でカラーをつけ、目立つようにいたしました。

また、この『重点』に関しては『重点施策』としていたところを『重点取組』に修正しました。

14ページです。修正箇所については細かなものは省いておりますので、赤字で書いてありますが飛ばしているところは、微細な修正だと思っていただければと思います。

14ページの『① ジェンダー平等意識啓発の強化』、『2「人権尊重都市品川宣言」のイベントでの紹介…』の『内容』部分の記載を、講座や講演会に修正しました。もともと、映画の集い、と記載していたところです。

15ページの『7 働く場におけるジェンダー平等…』のところの『内容』に書いてある赤字部分、『ハローワーク品川共催セミナー』と記載してあります。以前は品川区就労センター主催セミナーという記載だったものを、修正しました。

続いて、すぐ下の事業番号『8 区職員…に対する研修』の『内容』に、各研修名を記載していたのですが、区民の皆さんにもわかりやすいよう『採用時の研修、昇任時研修、管理職研修』という記載にいたしました。

16ページです。こちらはパブリックコメントを受けての修正になります。

『③メディアにおける差別の防止』のところの説明の部分に、性差別を想起、から、助長という文言に修正しております。

19ページです。事業番号『17 性の多様性に関する出前講座』だったのを、出前講座等に修正しております。ここは『内容』も追記しました。この内容を追記したことで“等”と修正しております。追記した部分ですが、東京都の事業で、これを品川区の学校でもやっていますということを記載しております。

20ページです。事業番号『22 性的マイノリティ当事者の居場所づくり』事業のところに、当事者と記載を追記しました。こちらは、性的マイノリティの交流の場「みんなのひろば」で使用している言葉に合わせた修正です。

21ページ下に『レインボーとアライ (All y)』のコラムを追記しました。こちらはパブリックコメントの、コラム等を入れて読みやすくして欲しいという意見を取り入れたものです。

この後にもいくつか、コラムを追加しています。コラムは、空きスペースに入れており、そのページ内容と関連するコラムを各所管に依頼して掲載しています。

26ページです。『38 多文化共生啓発事業』の内容で、『地域の日本人と外国人』と記載を修正しました。こちらはもともと『地域住民と在住外国人』と

いう記載だったものを、修正しています。

32ページです。こちら所管からの修正で『60 大使館・領事館との連携協力』の、領事館という記載がなかったものを、総領事館と名誉領事館を総称した領事館という記載で追記しました。

39ページ『②防災対策における…』のところは、先ほどご説明しましたので、省略いたします。

39ページ、事業番号『75 避難所連絡会議…』の『内容』の赤字は、もともと記載がなかった障害者、外国人などの追記をさせていただいております。

39ページ下には『しながわ防災学校（女性向けコース）』の写真を掲載しました。こちらは今年度から、新たに開始したコース内容になっております。私も見学に行きましたが、女性だけでなく男性も参加しておりました。

42ページの下に、ジェンダー平等推進センターの写真を掲載いたしました。あと年に1回作っている冊子マイセルフも、記載しております。

46ページ。こちらパブリックコメントを受けての修正になります。『94 若年層を取り巻く保護者・地域への啓発』の『内容』に、赤字で保護者とありますが、親向けとしていた記載を、パブリックコメントを受けて保護者向けに修正しました。

48ページの下にコラムを追加し、パープルリボン運動期間について掲載しました。

50ページ『115 就業支援セミナー』の『内容』の、求職者とを求職者等に修正しました。こちら所管からの修正です。

あと、事業番号『121 保育園での一時保育』の一時保育の記載ですが、この文章で、保育園のほかに緊急一時保育奉仕員宅での預かりという記載もあったのですが、削除しました。

次、56ページになります。56ページ『①ハラスメント防止のための意識啓発』の『140 区職員・区立学校教職員へのハラスメント防止に関する研修』の『内容』で、ハラスメント防止に向けた研修を適宜行います、という記載になっております。こちらはもともと、職務研修などにおいてセクシャル・ハラスメント防止に向けた研修を行いますという表記になっていたところを、セクシャル・ハラスメント以外のハラスメントも取り扱うということで修正させていただきました。

57ページ『143 区職員・区立学校教職員への性暴力防止に関する研修』の『内容』のところの赤字部分は先ほどと同じで、わかりやすい研修内容に修正をさせていただいたところ です。

61ページ『153 児童相談』の『内容』ところは、所管課から0歳から18歳未満のというような記載などの全体的な修正希望があり、修正しました。

続けて、『155 養育支援訪問…』の事業名が赤字になっておりますが、事業名自体の修正と、そちらの『内容』も、養育支援について追記しました。

64ページ『171 子ども家庭支援センター 要保護児童対策地域協議会』の要保護児童対策地域協議会という記載が、もともとPCANという記載でしたが、修正しております。

67ページ『175 妊婦健診検査の公費助成』の『内容』で、妊婦健診検査を行いますとの記載を、他での書き方とあわせて費用の助成という記載に統一させていただきました。

69ページには、ヘルスケアしながわ保健室事業のコラムを掲載しました。

73ページ『(2)女性の就労・起業・創業の機会拡大』文章のところで、『さらに、女性の健康上の特性にも配慮した取組が必要です』と追記した理由は、令和7年6月に国の女性活躍推進法が改正されたことによるものです。この後ろの方に法律も掲載しておりますが、その法改正により、基本方針も変更になりました。新たな基本方針に則り、文章を追記させていただきました。

77ページ下に、女性の就労と企業についてのコラムを掲載しております。武蔵小山にある創業支援センターでは女性起業家のサポートをしており、写真を掲載し、コラムを作成しました。

104ページです。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を掲載しておりますが、こちらは令和7年12月30日に改正になりましたので、新しいものに変更しました。特に107ページ右側の「九・十・十一」のところは新しく追加になったところです。位置情報記録や送信装置に関する位置情報についてや承諾を得ないで送受信装置を使用してはいけないことなどが記載されています。

ここからは資料部分の内容です。

136ページと137ページの赤字で書いてあるところは、国が女性、平和・安全保障に関する行動計画の第一次、第二次、第三次を策定しましたという記載です。こちらは先ほど防災のところにも出てきました、WPSの話です。現在は、第三次を実施しております。

138ページの真ん中の「国 東京都」のところですが、まず「独立行政法人男女共同参画機構法」及び「独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」制定、について追記しました。

次の行も法改正の話で、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」および「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正を追記しました。

次、都による「東京都雇用就業分野における女性の活躍を推進する条例」の制定を追記しました。12月14日制定、施行は、2026年の7月1日です。

その下、2026年のところ、国が「第6次男女共同参画基本計画」を策定（予定）になっております。今の時点では、12月が見送りになりましたので、印刷に出すまでに決まっていましたら、（予定）をとらせていただきます。念のため右下のほうに小さく1月時点と記載をさせていただきました。

140ページ、右側の人権尊重都市品川宣言の文書を読みやすくまとめ、記載方法を少し変えております。内容自体が変わったわけではございません。

また、一番後ろの裏表紙のところですが、この（素案）は事務局の手作業で作成しているデータですので、あくまでイメージですが、しあわせ多彩区のロゴを入れて、このような形式にしようと考えています。私からは以上です。

## ■会長

ありがとうございました。

今のこの計画の修正（素案）について、事務局のほうから丁寧にご説明いただいたかと思えます。それでは委員の皆様からご意見ご質問等ございましたら自由にご発言をお願いいたします。

委員、お願いします。

## ■委員

まず、パブコメで引っかかったところは、45、46、47、48の否定的な方の意見をもらっているところをどう解消していくかというところです。おそらく一番の課題なのだろうと思っています。

素案の19ページ、事業17の出前講座等についての批判的な意見が、パブコメの46に書いてあって、出前講座は反対です、とあったのですが、そういう意見もやはり貴重で、そういう何で反対意見なのかというところを踏まえた上で、もう少し理解してもらおうような説明を入れられたらいいなと思いました。

この方が言っている、特に子どもたちに特定の価値観を押し付けるという教育ではない、ということ、もう少し何か書いたほうがいいのかなと思いました。その文章をどうするかというのは、すぐには思いつかないのですが、何かあったらいいなと思うので、できればここで議論できていいかなと思いました。

## ■事務局

ありがとうございます。

## ■会長

こういったご意見がありますけれども、いかがでしょうか。何かみなさん、アイデアがあれば、どうぞ。

委員、お願いします。

## ■委員

そうですね、特定の価値観ということなのですが、それこそ、そもそも人権とは何か、というところを伝えなければいけないのかなと思っています。

現在、ここで言うところの性的マイノリティの方々の人権が守られていないからこそ、こういった出前講座や、性の多様性についての教育が必要になっているので、特定の価値を押し付けているわけではないことを伝える講座にするといいのかなというふうに思っています。

## ■会長

事務局、どうぞお願いします。

## ■事務局

今回のように、反対意見や方向性への疑問についてのご意見も、貴重なご意見だと思っています。そういう方もいて、いろんな角度からのご意見をいただいて、計画をつくっていくものだと思います。反対意見を否定することではなく、それを受けてどうするか、推進の手段や進むべき方向性について皆さんと考えていくことが必要であり、推進会議はその一つになってくると考えております。

また、委員のおっしゃるように、現時点でそれで苦しんでらっしゃる方、つらい思いをしている方がいることについて知るきっかけになる。知らなかった方々が講座などを通じて、今までの自分にとっての普通が、実は全員の普通ではないのだと、少しずつ皆さんにわかっていただけるようになること。今までの取り組みによって、当事者の方にも我慢しなくてもいいのかなと思っていたらいいような風潮になってきているところもあります。すべての人のご意見に合わせていか

なければならないのかということ、そうではなく、今までの区取組なども踏まえ、進めるべき道を検討していくべきだと思います。

そういうことになると委員がおっしゃったように、反対意見について、どのように、区の推進している内容や、当事者の存在や苦勞をわかってもらえるのかということころは、私たち自身も工夫していき、行政として取組を進めていかなければならないし、どういった方法だったら届くのか、どういったやり方だったら理解しやすいのか、どこに行って何をすればいいのかについて、委員の方皆さんと話し合いながら考えていきたいと思っています。

■会長

ありがとうございました。もし工夫できれば、ご一考いただければということです。

他にございますか。委員、お願いします。

■委員

42ページ、ジェンダー平等推進センターの写真が何枚かあります。

写真でわかる内容もあるのですが、この計画自体へのセンターの役割は、とても大きいと私は思っています。写真だけでなく魅力がわかるように、きゅりあんにセンターがあり、どんな人が使えますという発信を、もっとしたほうがいいかなと思いましたので、ご検討いただければと思います。

■会長

委員、お願いします。

■委員

委員の意見に乗っての話になります。相談している写真を掲載するとか、ちゃんと人間がいて対応してくれる、というニュアンスを伝えやすいのかなと思いました。

■会長

そうですね、写真などもこれだけではなく、もう少し具体的な内容がわかる写真や分量があってもいいというご意見ですね。

他にいかがでしょうか。はい、委員、続けてどうぞ。

■委員

なかなか難しい判断かと思いますが、39ページのコラムで、しながわ防災学校（女性向けコース）と書いてあって、課長が、男性の参加者もいましたというふうに言っていました。ここに書くのがいいのかは何とも言えないのですが、やっぱりこれ女性向けとされていると「女性だけなの？」っていう印象をものすごく受けます。ジェンダー平等と言っておきながら、やっぱり女性だけ。ケースバイケースだとは思いますが。

なので、例えばここに男性参加者もいましたと言書いとあると、安心して参加もできる。そうそうしてくれというよりは、皆さんも何となくバランス感覚で判断してくださるといいなと思いました。

## ■会長

ご検討ください。他にいかがでしょうか。  
委員、お願いします。

## ■委員

39ページのところで、その女性等の参画拡大に、等を入れることに関してですが、2行目からの赤字を入れるのはいいかと思いますが。最初の題名のところからは、等を除いたほうがいいのではないかと思います。

どうしてかという、この計画はジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会の実現ということなので、ここに入れると、ちょっと焦点がぼけるという感じがします。

それから37ページにしながわ防災学校実施回数ということで、女性向けコース・女性防災リーダー育成コースというのがあり、ここは委員もおっしゃったように、女性向けコースという名前ではなく、初心者向けコースとかにして、女性向けとするのはやめておいたほうがいいのではないかと思います。

それに付随してなのですが、その下の防災会議における女性の割合について、目標がなぜか40%なので、50%にさせていただきたいと思っています。

## ■会長

これについていかがでしょうか、事務局。

## ■事務局

まず、確かにこれだけ見ると、しながわ防災学校の女性向けコースは女性だけがやるコースというふうに見えてしまう部分もあるかとは思いますが、実際には、しながわ防災学校という事業があり、たくさんあるコースの中の1コースとして、女性向けコースを作っています。しながわ防災学校のなかでは初心者や小学生向けなどの内容もあり、それらの内容はかなり前から理解を進めるために取り組んでいます。

防災学校のコースに参加される方を見ると、やはり圧倒的に女性が少ないです。その理由も、たとえば地域にいる防災担当と呼ばれる方達は、町会などの防災担当などが担っていることが多いのですが、今の時点では、主に男性が担われている地域が多いことが影響しているのかと思います。

そういった中で女性に、女性の防災担当者が少ないので地域の防災担当になってください、といっても難しいところもあります。

しながわ防災学校の女性向けコースを見に行ったときに、最初の自己紹介で、地域にかかわりがあまりない、1人で参加したひとり暮らしの女性や、30～40代、ひとりやふたり暮らし、日ごろから自分で備えはしているけれども心配だったので参加しました、という方が多く参加していました。日頃働いているために地域との関わりもなく、そういったときに、自分1人で何ができるのか、まず自分の防災について検討するために来たという方も参加していました。もちろん男性も参加できますということもアピールしていく必要あるかと思うのですが、この女性向けコースという名前で、安心できたり参加しやすくなる方もいらっしゃるということを考えると、もちろん頂いた意見として所管課には伝えますが、

防災については女性の参加がまだ進んでいないというところも考えると、周知や名前などについても、そういうことも含めて検討していただく必要があるのかなとは思いますが。今の、防災に女性の参加が少ないという現状では、この名前自体で、参加を検討したり、安心される方もいらっしゃるというところもあるのかなと考えております。

また、防災会議における女性の割合は先ほどもおっしゃっていただいた通り、目標が40%になるのですが、都や国の目標も40%であること。また、現況が13.6%であり、まずは上げていくことが必要というところがあると考えます。

#### ■会長

今の関連で、18ページあたりから、その目標値が出てきます。例えば、18ページを見ていただくと、性的マイノリティの理解促進に向けた講座が今、5回ですが、6年後が7回を目指すとっております。この7回にどういった正当性があるのかというのが、ちょっとわかりづらいです。

21人が45人になるとか、この目標値はどのように割り出されて、これが6年後として適正なのかどうか、すべてのこの目標に関してどのように算出されたのかという疑問を少し感じるところがあります。

先ほどの40%も本来50%だろうということなのですが、今の状況から見れば40%ぐらいが適当だと思われたのかなとかも感じるわけですが、このあたりの目標値の出し方について、ご説明いただけますか。

#### ■事務局

講座・イベントの回数の目標数の出し方の例として、みんなのひろばという性的マイノリティ当事者とアライのあつまりがあります。令和3年に、年2回開催から始めました。1回のあつまりで多くて20人までの参加人数になっており、参加者数が増えて安定してきたので、あつまる機会をもっと増やして仲間づくりやお話をしていこうという理由で、令和5年に3回に増やし、令和6年に4回に増やしたという経緯になります。

今、年間4回で実施していますが、現況令和6年のみんなのひろばの参加人数は延べ21人で、SNS周知なども取り入れることで安定した人数があつまり、リピーターも出てきています。過去数年間の増加率に合わせて考えていくと、12年には人数が45人に増えるので、参加者の増加傾向から、回数は7回に増やし参加の機会を増やす、という考えで回数を検討します。ほとんどの事業では、過去数年間の参加人数の増加率などで未来を予測し、人数が増える、皆が参加できるように参加機会や回数を増やす、機会が増えれば人数も増えるというような計算になっております。コロナや国の動向など、不確定な要素もありますので、当初の目標とはずれるものもありますが、基本的な考え方は増加率等を参考にして目標値を定めています。

#### ■会長

そこについては、過去の経過、上昇率やトレンドみたいなものと、予算的な問題、そういうものをもとに、大体この辺だと算出されたということですね。

#### ■事務局

予算要求でも、このような目標を定めるときに、数値による裏付けですとか、今の人数と過去の参加者数があり、近年このぐらいの人数になってきているという計算により、来年もう1回増やしたいという話をして、計画を立てています。

#### ■会長

目標値は、この前の行動計画のときに導入しました。私も、最初に関与して、いろいろな国の行動計画などにも数値目標というものがあるから、その考えを取り入れて、ちゃんと数値化していくのがいいのではないかと、ということで入れたかと思います。ただ、この目標値の出し方は、結構難しいかなと正直思います。

全く夢のような数字を書いても仕方がないわけなので、どのあたりがいいのか、その数値の出し方というか、その根拠づけの言葉が『\*』などで説明してもいいのかなという気もします。

委員、何かありますか。

#### ■委員

会長がご指摘されたこともそうなのですが、幾つかの目標値が、例えば申請者数が減るように設定されている、回数を減らすように設定されている、助成件数も減るように設定されているものがあります。

例えば、66ページの『Ⅲ－（４）－３ 産後家事育児支援訪問費助成事業申請者数』は、現況が1,649人で、目標は1,510人となっています。74ページの『Ⅳ－（２）－５ 魅力ある職場づくり支援助成件数』も、現況で33件なのを目標30件と、減らしている状況があります。特にそういうふうに減るようになっていくところに関して、会長がご指摘いただいたように、少し説明を入れていただくのがいいのではないかと思います。

それからもうひとつ、79ページ『すくすく赤ちゃん訪問率』ですが、前回ちょっと言い忘れていたのですが、すくすく赤ちゃん訪問率というなかには、その訪問に至らないケースがあるということで、100%にはならないらしいのです。そうだとしたら、その訪問しないケースを除いたものの100%を目指すとしたほうがいいと思います。

これは前回お伝えしていなかった内容になります。

以上です。

#### ■会長

ご検討いただければと思います。他にいかがでしょうか。

委員、どうぞ。

#### ■委員

内容に関してのコメントをさせていただきたい点があります。

38ページに記載のある、災害時の対応に関してのところですか。性の多様性等に配慮するという文言が入ったことについては、とても重要な点ですので、評価できる部分かなと思いつつ、内容についての具体的な記載を見ていただきますと、例えばその女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、生理用品、下着の配布などは、具体例が並べられているのに対し、性的マイノリティに配慮しますという点についての具体の記載が、今、この中では、すぐには見えにくい状態になっているな

という点が気になりました。

プライバシーの確保というところに含まれている点もあるとは思いますが、特にパブリックコメントで寄せられたご意見等を見ますと、その男女という二分でスペースを分けるということについての観点ですとか、考え方というものに対して、それだと困る人たちもいるよねということ、具体でお伝えしておかないと、結局、配慮しましょうと書いてあっても何をすればいいのかわからないという状況になってしまう可能性が高いかなと思っています。女性についての具体記述と同等ないし、それがカバーされるぐらいの性的マイノリティへの配慮についての記載は入ったほうがいいのではないかなというのが、私の意見です。

かつ、その下の多様な視点での防災対策というところが新たに記載された点かと思うのですが、避難所対策の中に、女性スペースという文言が使われている点については、女性専用スペースという文言を使うのはいかがかということをご提案したいと思います。この女性専用スペースという合意は、内閣府の男女共同参画局が令和2年に出している災害対応力を強化する女性の視点という、防災復興ガイドラインの中で使われている文言となっていて、公に使われている文言であるという点と、女性スペースという文言自体が、今の特にネット上の文脈で賛否両論を巻き起こしやすい表現であると認識しておりますので、行政の文書に載らないほうがよいと思うという点で、変更をご提案したいと思います。

また、このコラムのスペースが、せっかくあるということを見ると、先ほど申し上げた内容についての具体をどこに書き込むかという点で、もし、この内容のところに書き込むことが難しければコラムで補足するというような方法もあり得るのかなというふうに思いましたので、申し添えておきたいと思います。

というのが1点と、139ページの、用語解説のLGBTQの説明において、バイセクシュアルのところの説明が、多分パンセクシャルの説明と混同された状態で載っているような気がするのでご確認いただいて、もし、区がすでに発行済みの、あるいは発行予定のハンドブック等の用語説明が活用できるようであれば、そこからとっていただくのがよいかなと思いました。

## ■会長

ありがとうございます。

事務局よろしいでしょうか。今のご指摘について、何かコメントありますか。

## ■事務局

防災については、所管課と話をする内容になりますが、避難所においては、各避難所で防災区民組織が運営するとなっております。そこに関係する方々にご理解をいただかなければいけないという部分があることと、あと、性的マイノリティの方への配慮という書き方をしていますが、配慮の内容はその方々により幅広く可能性があると思っています。具体的にその場になって、避難所で性的マイノリティです、という方がいらっしゃったとして、それを公表されるのか、また事情を知った方がどういう方を想像するのかということ、性的マイノリティ当事者でも事情が様々で、それぞれに必要な対応があると思いますので、これに関しては、いろんな施設の使用方法などと一緒にになりますが、その方の状況やご希望に合わせて、また施設状況と照らして考えていく必要があるところもありますので、逆に具体的に書きすぎても本人の希望しない内容になりかねず、難しいところもある

かと思えます。

具体的に、こういう人はこういう人で、この対応です、と書いてしまうと、それさえやっておけばいいと思われてしまったり、逆に言うと、その方ご自身は、それが希望していない、やって欲しい対応ではない場合や、逆に目立ってしまうことは本人の希望ではなかったというケースに繋がることもあるかと思えます。その記載の内訳というか各対応については、今後相談しながら進めさせていただければと思います。

## ■会長

ありがとうございます。

それでは、委員、お願いします。

## ■委員

3つあります。

1つは、パブリックコメントに男女比が書いていないのですが、応募者数のうち、男性と女性の比率について知りたいです。ただ、これは何か配慮するものがあるのでしょうか。というのも、性別により何らかの傾向があるものなのか、それとも、世代的な傾向なのかなど、そこらへんを知りたいなというのがあります。

また、ジェンダー主流化という言葉が結構評価もされていて、色々なところで言われていると思うのですが、用語集にはジェンダー主流化が入っていません。ものの考え方として、この計画ではジェンダー主流化を真ん中にするということを書くと、アメリカではそんなの終わったコンテンツである、などと言っている人がいます。そういうことに対して用語集のところでちょっと説明する、そんな作戦もできるかなというのを、ひとつ提案させていただきます。

あと、この目的・目標などの数字のところは、すごく難しいと思っています。

防災の話もそうですが、自社で性的マイノリティの人を雇用したなかで、よかれと思ってやったことが、要りませんと言われることがあります。また、男性トイレに生理用ボックスを置く話が出て、かなり時間をかけて話し合いが持たれたのですが、最終的には病気などでも個室にサニタリーボックスのようなものが必要な人もいるよねとなり、生理用ボックスと呼ばずに置こう、とみんなで話して丸く収まるということがありました。一番大事なのは、そういう違和感をきちんと出せる場を担保するという。難しいかもしれませんが、そういう人を防災に配置して、私はこういうことで困っていますという、センシティブな問題も言えるようなところを作っておくことが、実はオールマイティな対処方法なのではないかと思いました。

## ■会長

ありがとうございました。

さきほどの50ページのところで説明を受けて、若干違和感がありました。

『115 仕事と家庭の両立を目指す在職者および求職者等を対象に…』というところで、所管課のほうから『等』を入れる修正が入ったと、ご説明がありましたが、在職者および求職者に『等』をいれるというところで、在職者と求職者以外にも、『等』に入るカテゴリーの方がおられるから、等を入れたということですが、必要な方というのについて、所管の方に確認してください。

他に何かございますか。皆さん大体、発言はされましたかね。  
はい、委員、どうぞ。

■委員

ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための計画の中に、国では、6月23日から29日の男女共同参画週間があり、6月を男女共同参画月間にして活動しています。品川区は、せっかくジェンダー平等を推進しているので、そのときに合わせて、品川区でジェンダー平等のようなタイトルでイベントやプロパガンダを入れると、啓発に繋がるのかなと思いましたが、ご一考いただければありがたいです。この計画で謳う内容ではないのかもしれませんが。

■会長

ご検討いただければと思います。  
それでは、そろそろ時間にもなってきましたので。

■事務局

2点よろしいでしょうか。

■会長

はい。

■事務局

1点目は、先ほどのジェンダー主流化の後ろの用語集へ掲載するという話なのですが、7ページに基本的な考え方ということで、ジェンダー主流化についての説明文が掲載されております。

2点目ですが、皆様にお諮りしたい内容があります。この計画の名前についてです。皆様に仮につけていた『品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための計画』という名称でいくか、他の候補があればというお話を過去何回かさせていただいていたのですが、今のところご意見は来ておりません。またこの間、事務局でも名称について検討したのですが、事務局としては、計画名を仮称の計画名をつけさせていただければと考えています。

理由としては、名前でこの計画がどのような内容なのかがわかりやすい、というところがあります。複数の法律に基づく計画を包含している、ということが分かる名前にしようとする、この計画名以外だと説明しきれないのではないかと。また、条例とおなじ計画名にすることによって、計画と条例の両方を周知啓発していけるのではないかと。ということで、皆様に覚えていただくために、この計画名でいきたいと事務局としては考えています。何かご意見があれば、承りたいと思います。

■会長

名前としては長いですがね。でも条例名も略称みたいなのは特にはないですがね。

■事務局

ありません。ただ皆さん、いろいろな言い方をしてくださっていて、そのうち定まるかなと思います。

■会長

ジェンダー平等条例と略すとか。

■事務局

ジェンダー条例とも言われます。ただ、いまのところジェンダーという言葉は必ず出てくるので、ジェンダーという言葉覚えていただくのにもいいのかなと思います。

■会長

条例とリンクした形での略称が定まってきたら、この計画も同じような略称にして相互作用を期待するという考えもあるかと思えます。少し長いなどは思いますが、皆さんいかがですか。

もし何かいいアイデアがあれば、後からでもいいので、事務局のほうにご連絡いただければよろしいのではないのでしょうか。

それではちょうど時間になりました。皆さんたくさんのご発言をいただきありがとうございました。

本日いただいた意見を整理して、次回の会議において議題として取り扱って参りたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、事務局より、その他はございますか。

■事務局

事務局より2点「その他」がございます。

1点目は『事業者のための性の多様性ハンドブック』についてです。

昨年度区民向けに、性の多様性をより良く理解するためのハンドブックを作成しました。区民向けの周知用に作りましたが、確か委員からは、事業者向けが欲しいというご意見をいただきました。

■委員

今度、全社員向けにやります。

■事務局

ありがとうございます。

昨年のは、区民への周知のために作成しましたが、今年度中に、事業者向けのハンドブックを作成するため、現在準備をすすめています。委員の皆様にも確認をお願いしたいと思っておりますので、今日以降、皆様にメールで送らせていただいて、ご意見あれば、ぜひお寄せいただければと思います。

これはわかりやすいように大きく印刷していますが、実際はこれより小さいサイズで、すぐ手に取ってパッと見て持って帰れるものにさせていただきます。印刷物と、その他にホームページにデータを添付し、見たり印刷したりできるようにいたします。皆さんに使っていただきやすいよう、配布や周知をしてまいりますので、ぜひ委員も使っていただければと思います。

2点目は、今後の会議についてです。この後、2月と3月に推進会議を実施する予定でしたが、皆様のご協力もあり、計画も進んでおります。事務局からの提案として、2月の会議を最後の会議都市まして、3月の会議は取りやめにしようと考えています。

計画（素案）の構成はできておりますので、本日ご意見いただいた内容を反映させていただいたものを、次の会議で承認していただく。その承認をもって、皆様に皆様のお仕事としては完了という形としたいと提案させていただきます。次回、2月9日での計画の承認をもって終了とさせていただこうと思っておりますが、いかがでしょうか。

#### ■会長

異論ないようですね。では、次回が最終回ということになります。  
それでは最後に事務局を代表して室長よりご挨拶をお願いいたします。

#### ■事務局

改めまして、皆さんどうもありがとうございました。

今年に入って初の会議ということで、今日もたくさんのご意見いただいて、今、お話もありましたけれども、次回が最終の内容ということでお示しができるところまでできました。本当に皆さんありがとうございました。

先ほど、パブリックコメントのお話もありましたけど、私もいろいろな役所の中で計画に携わってきましたけど、パブリックコメントの意見数は多い方です。他の区に比べても多い方になっていまして、やっぱり関心が高いのだろうというところがありますし、区の計画の中でも、かなり突っ込んだ、といいますか、チャレンジしている計画だと私は思っています。

それも皆さんのおかげでここまできたということは、本当にありがたいことだと思っております。ありがとうございました。

次回も、ぜひ、またたくさんご意見いただいて進めていければと思います。

引き続きどうぞよろしくお祈りいたします。

ありがとうございました。

#### ■会長

ありがとうございました。

それでは、事務局から第7回の推進会議の日程についてご連絡をお願いします。

#### ■事務局

事務局より、第7回の推進会議の日程について、ご連絡させていただきます。

第7回は、来月の2月9日月曜日、時間は変わらず3時から5時までを予定しております。また、会場につきましても変更なく、同じこちらの251会議室で実施をいたします。

どうぞよろしくお祈りいたします。

#### ■会長

ありがとうございました。

それでは、これで本日の推進会議を閉会といたします。

皆様お忙しい中、本日はありがとうございました。次回もどうぞよろしく願  
いいたします。